

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則をここに公布する。

平成23年12月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第75号

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成23年岩手県条例第87号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(求償権の放棄等に係る承認の申請)

第2条 岩手県信用保証協会（以下「保証協会」という。）は、条例第3条第1項の規定による承認を受けようとするときは、別に定める様式による求償権放棄等承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第3条第2項各号に掲げる計画の写し
- (2) 求償権に係る契約書の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(求償権の放棄等の実施の報告等)

第3条 保証協会は、条例第3条第2項の規定による承認を受けた求償権の放棄等をしたときは、別に定める様式による求償権放棄等実施報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 求償権の放棄等をしたことを証する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 保証協会は、条例第3条第2項の規定による承認を受けた後、求償権の放棄等をしないこととしたときは、別に定める様式による求償権放棄等中止報告書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の報告書の提出を受けたときは、当該承認を取り消さなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。